

福岡広域都市計画地区計画の変更(宗像市決定)
位置図

法第16条縦覧



種 類	福岡広域都市計画地区計画
名 称	公園通り地区地区計画
位 置	公園通り1丁目及び公園通り2丁目の全部 並びに山田、池田及び公園通り3丁目の各一部
面 積	地区計画区域:約35. 2ヘクタール 低層住宅地区A:約22. 9ヘクタール 低層住宅地区B:約11. 2ヘクタール 低層住宅地区Bへ編入:約0. 5ヘクタール 医療・福祉施設地区:約0. 6ヘクタール

自然公園法凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

都市計画法凡例					
種 別	容積率(%) 建蔽率(%)	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷地 面積の最低限度	建築物の高 さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	②⑤ ⑤⑤	1 m	200㎡	10m	建築基準法 第22条指定 区域
第二種低層住居専用地域	③⑤ ⑤⑤	1 m	200㎡	10m	
第一種中高層住居専用地域	③⑤ ⑤⑤	—			
第一種住居地域	③⑤ ⑤⑤				
第二種住居地域	③⑤ ⑤⑤				準防火 地域
準住居地域	③⑤ ⑤⑤				
準工業地域	③⑤ ⑤⑤				
工業地域	③⑤ ⑤⑤				
近隣商業地域	③⑤ ⑤⑤				準防火 地域
商業地域	③⑤ ⑤⑤				
準防火地域	③⑤ ⑤⑤				
地区計画区域	③⑤ ⑤⑤				
都市計画区域界					
市街化区域・市街化調整区域界					
用途地域界					
都市計画道路					
都市計画公園					
一団地の住宅施設					
処理場					
下水道					
ポンプ場					
汚物処理場					
火葬場					
ごみ処理場					
土地区画整理事業施行区域					
県条例指定区域					

※市街化調整区域の建蔽率は60％(神湊、鐘崎のみ70％)、容積率は200％です。

凡 例	
容積率	建築物の高さの 限度
建蔽率	外壁後退距離の 限度
	建築物の敷地 面積の最低限度
※地区計画区域については、 別途制限があります。	

